

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

米原市税条例の一部を改正する条例（平成 30 年米原市条例第 32 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）等が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に米原市税条例（平成 17 年米原市条例第 47 号）を改正する必要性が生じ、平成 30 年 3 月 31 日に米原市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専決処分書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

米原市税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成 30 年 3 月 31 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

## 米原市税条例の一部を改正する条例

米原市税条例（平成17年米原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項および第4項」に、「および」を「ならびに」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」とを加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項および第10項または第68条の91第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項および令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項および第10項または第68条の93の

3 第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項および令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項および第2項中「によって」を「により」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税または令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を

免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税または令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

付則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項および第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

付則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項および第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

付則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第12項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第11項を同条第15項とし、同条第10項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の5項を加える。

- 6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

付則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第

15条の8第4項を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第4号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日および登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32

年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

付則第11条の2の見出し中「平成28年度または平成29年度」を「平成31年度または平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度または平成29年度分」を「平成31年度分または平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

付則第12条の見出しおよび同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項および第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

## 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の米原市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項および第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項または第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設または設

備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



米原市税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、<u>第 48 条第 5 項</u>、第 50 条第 2 項、<u>第 52 条第 1 項および第 4 項</u>、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項<u>ならびに</u>第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号または第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める額</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第 20 条 前条、第 43 条第 2 項、<u>第 48 条第 3 項</u>、第 50 条第 2 項、<u>第 52 条</u>、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項<u>および</u>第 140 条第 2 項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(均等割の税率)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 第 23 条第 1 項第 3 号または第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める額と</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 48 条の改正に伴う所要の規定の整備</li> <li>・ 第 52 条の改正に伴う所要の規定の整備</li>   <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 文言整理</li> </ul>

<p>とする。</p> <p>表 略</p> <p>3～4 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第 1 項または前項の規定により第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除または寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 5 様式、第 5 号の 5 の 2 様式または第 5 号の 6 様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第 1 項ただし書に規定する者（第 3 項の規定により第 1 項の申告書を提出する義務を有する者</p>	<p>する。</p> <p>表 略</p> <p>3～4 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 略</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額および扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第 2 条第 2 項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者（第 1 項または前項の規定によって第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除または寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 5 様式、第 5 号の 5 の 2 様式または第 5 号の 6 様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第 1 項ただし書に規定する者（第 3 項の規定によって第 1 項の申告書を提出する義務を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 省令改正に伴う改正</li>   <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 文言整理</li> </ul>
---	--	---



たは第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当

3号または第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当

・ 文言整理

・ 文言整理

<p>該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。<u>次条第2項</u>において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第47条の3および前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「<u>の特別徴収義務者</u>」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特</p>	<p>該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。<u>以下この節</u>において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 略</p> <p>3 第47条の3および前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項および第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 文言整理</li>   <li>・ 文言整理</li>     <li>・ 法律改正に伴う改正</li> </ul>
---	--	---

<p><u>別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項および第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p><u>2 法の施行地に本店または主たる事務所もしくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項および第10項または第68条の91第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項および令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p><u>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項および第10項または第68条の93の3第4項および第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項および令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p><u>4 内国法人または外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項および</u></p>	<p>払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 略</p> <p><u>2 法の施行地に本店もしくは主たる事務所もしくは事業所を有する法人または外国法人が、外国の</u></p>	<p>・租税特別措置法第66条の7および第68条の91ならびに同法第66条の9の3および第68条の93の3の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定する（第2項および第3項）。</p> <p>・第2項および第3項の追加に伴う項の繰下げ</p> <p>・「内国法人」を第2項で規定したことによる改</p>
--	---	---

<p>令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項または第 19 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間またはその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、</p>	<p>法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 24 項および令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項または第 19 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 5 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間またはその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、</p>	<p>正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律改正に伴う引用条項の改正</li> <li>・ 第 2 項および第 3 項の追加に伴う改正</li> <li>・ 第 2 項および第 3 項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 第 2 項および第 3 項の追加に伴う改正</li> <li>・ 第 2 項および第 3 項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 第 2 項および第 3 項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 第 2 項および第 3 項の追加に伴う改正</li> </ul>
---	---	--

<p>第4項または第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人および当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完</p>	<p>第4項または第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人および当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2項および第3項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 第2項および第3項の追加に伴う項の繰下げ</li> </ul>
--	--	--





ものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額およびこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項または第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中

るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額およびこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

・納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定する。

「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税または令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものおよび当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額およびこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日

2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものおよび当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額およびこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日

- ・ 第2項および第3項の追加に伴う項の繰下げ
- ・ 文言整理

数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項または第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税または令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 52 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第 50 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税または令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付す

数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

・納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定する。

<p><u>べき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、第53条の12第</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、第53条の12第</p>	<p>・ 省令改正に伴う引用条項の改正</p> <p>・ 第48条の改正に伴う所要の規定の整備</p>
--	--	---

<p>2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）および第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合。）とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条第1項</u>および<u>第4項</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>これらの</u>規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p>	<p>2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）および第140条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>2 当分の間、<u>第52条</u>に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、<u>同条</u>の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第52条の改正に伴う所要の規定の整備</li> <li>・ 文言整理</li> </ul>
---	---	--

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項および第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項および第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定および前条第2項の規定にかかわらず

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限または法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条および前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日に

- ・ 第52条の改正に伴う所要の規定の整備
- ・ 文言整理

- ・ 第52条の改正に伴う所要の規定の整備
- ・ 文言整理

<p>ず、当該年 7.3 パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p> <p><u>4・5 略</u></p> <p><u>6 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>7 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>8 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備</u></p>	<p>における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合）とする。</p> <p>2 略</p> <p>（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u></p> <p><u>4 法附則第 15 条第 2 項第 7 号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u></p> <p><u>5・6 略</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律改正に伴う改正</li> <li>・ 第 3 項の削除に伴う項の繰上げ</li> <li>・ 法律改正に伴う引用号数の改正</li> <li>・ 第 3 項の削除に伴う項の繰上げ</li> <li>・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特別措置について見直しが行われたことによる改正。6、7、8 項は出力が 5,000 k w 以上の水力発電設備等を、9、10 項は出力が 1,000 k w 以上の太陽光発電設備等を対象とする。</li> </ul>
---	--	---



<p>について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14・15 略</p> <p>16 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項</p>	<p>7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10・11 略</p> <p>12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 法律改正に伴う引用号数の改正</li>   <li>・ 項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 法律改正に伴う引用号数の改正</li>   <li>・ 項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 法律改正に伴う引用号数の改正</li>   <li>・ 項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 項の追加に伴う項の繰下げ</li> <li>・ 法律改正に伴う引用条項の改正</li>   <li>・ 政令改正等に伴う引用条項の改正</li> </ul>
---	---	---

<p>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積ならびに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類および当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積ならびに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類および当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令改正等に伴う引用条項の改正</li> <li>・政令改正等に伴う引用条項の改正</li> <li>・政令改正等に伴う引用条項の改正</li> <li>・政令改正等に伴う引用条項の改正</li> </ul>
---	--	--

<p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積ならびに令附則第 12 条第 15 項において準用する同条第 8 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅または同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 21 項に掲げる者に該当する</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積ならびに令附則第 12 条第 24 項において準用する同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 略</p> <p>6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅または同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 令附則第 12 条第 30 項に掲げる者に該当する</p>	<p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p>
--	---	--

<p>者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第 12 条第 22 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅または同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に規定する書類を添付して市長に提</p>	<p>者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 略</p> <p>8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅または同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して市長に提</p>	<p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p>
---	--	---

<p>出しなければならない。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および<u>令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6)略</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証</p>	<p>出なければならない。</p> <p>(1)～(6)略</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用および<u>令附則第12条第38項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6)略</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第14項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第26項</u>に規定する基準を満たすことを証</p>	<p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p> <p>・政令改正等に伴う引用条項の改正</p>
---	--	---

<p>する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><u>12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積</u></p>	<p>する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令改正等に伴う引用条項の改正</li> <li>・ 改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する。</li> </ul>
--	--	---

<p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場もしくは演芸場または同条第 4 号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日および登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>(土地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) <u>前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項（付則第 13 条の場合には、法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項）</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(平成 31 年度または平成 32 年度における土地の価格の特例)</p> <p>第 11 条の 2 市の区域内の自然的および社会的条件</p>	<p>(土地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第 11 条 次条から付則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) <u>前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項（付則第 13 条の場合にあつては、法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項）</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(平成 28 年度または平成 29 年度における土地の価格の特例)</p> <p>第 11 条の 2 市の区域内の自然的および社会的条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期限を 3 年延長することに伴う改正</li> <li>・ 文言整理</li> <li>・ 土地に係る地価の下落に際し、価格修正の適用期限を 3 年延長することに伴う改正（以下この条において同じ。）</li> </ul>
--	--	---

<p>からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、<u>平成 31 年度分または平成 32 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 31 年度適用土地</u>または<u>平成 31 年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成 32 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>平成 30 年度から平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 12 条 宅地等に係る<u>平成 30 年度から平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等</p>	<p>からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、<u>平成 28 年度分または平成 29 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する<u>平成 28 年度適用土地</u>または<u>平成 28 年度類似適用土地</u>であつて、<u>平成 29 年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（宅地等に対して課する<u>平成 27 年度から平成 29 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第 12 条 宅地等に係る<u>平成 27 年度から平成 29 年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等</p>	<p>・宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の適用期限を 3 年延長することに伴う改正（以下この条において同じ。）</p>
--	--	---



の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗

の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗



<p>る商業地等であるときは、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</u>(農地に対して課する<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第13条 農地に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資</u></p>	<p>る商業地等であるときは、<u>当該課税標準額</u>にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</u></p> <p>(農地に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p> <p>第13条 農地に係る<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資</u></p>	<p>・農地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期限を3年延長することに伴う改正</p>
---	--	--

産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 付則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（付則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号および第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とす

産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 略

（特別土地保有税の課税の特例）

第 15 条 付則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等（付則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 または法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号および第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とす

・ 土地に係る特別土地保有税の課税標準の特例措置の適用期限を 3 年延長することに伴う改正（以下この条において同じ。）

<p>る。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から<u>平成 33 年 3 月 31 日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>る。</p> <p>2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格（法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に 2 分の 1 を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p>	
--	--	--